「申請者　氏名又は名称及び法人にあつては、その代表者の氏名　住所　航空工場検査員」に改め、様式第十九中

式備考7を同様式備考6とし、同様式備考8を同様式備考7とし、様式第十九中

は名称及び法人にあつては、その　「申請者　氏名又は名称及び法人にあつては、その代表者の氏名　住所　航空工場検査員　氏名　印　」を　印　住所　」に改め、「8まで」を「7まで」に改める。

（輸出入取引法に基く輸出の承認に関する省令の一部改正）

第十五条　輸出入取引法に基く輸出の承認に関する省令（昭和三十年通商産業省令第五十四号）の一部を次のように改正する。

別表第二中「記名押印又は署名」を「氏名又は名称及び代表者の氏名」に改める。

（工業用水道事業法施行規則の一部改正）

第十六条　工業用水道事業法施行規則（昭和三十三年通商産業省令第百十八号）の一部を次のように改正する。

様式第一、様式第九から様式第十四まで、様式第十六から様式第二十二まで及び様式第二十六中「印」及び「2　氏名（法人にあつてはその代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。」「3　氏名（法人にあつてはその代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。」「4　氏名（法人にあつてはその代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。」又は「5．氏名（法人にあつてはその代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。」を削り、様式第一、様式第九から様式第十二まで、様式第十四、様式第十六、様式第十九及び様式第二十中「1　用紙」を「用紙」に改める。

（特許法施行規則の一部改正）

第十七条　特許法施行規則の一部を次のように改正する。

第一条第三項中「記載し、印を押さなければならない」を「記載しなければならない」に改める。

第九条第一項中「、住所」を「又は住所」に改め、「、様式第七」を「又は様式第七」に改め、「又は印鑑」及び「又は様式第八」を削る。

第十条第一項及び第二項中「第六十九条第三項」を「第六十九条第二項」に改める。

第十一条第二項中「又は印鑑」を削る。

第十三条の二第三項を削り、同条第四項中「第二項」を「前項」に改め、同項を同条第三項とする。

第十三条の三第三項中「及び第四項」を削る。

第三十一条の三第三項を削る。

第五十八条の五第三項及び第五十八条の十七第四項中「押印」を削る。

第六十九条第二項を削り、同条第三項を同条第二項とし、同条第四項を同条第三項とする。

第七十二条第三項を削り、同条第四項を同条第三項とする。

第七十三条第三項を削り、同条第四項を同条第三項とする。

様式第三、様式第四、様式第二十二、様式第五十二の二、様式第五十二の三、様式第五十五の二及び様式第六十一の二中「㊞」を削る。

様式第二の備考13中「記載し、その横に印を押す」を「記載する」に、「記載し、その横に代表者の印を押す」を「記載する」に改め、同様式の備考17中「は本人の印及び識別ラベル（」を「であつて」に改め、「並びに印及び識別ラベル）」を削り、同様式の備考19を削り、同様式中備考20を備考19とし、備考21から備考27までを1つずつ繰り上げる。

様式第三の備考8中「記載し、代表者の印を押す」を「記載する」に改め、同様式の備考11中「は本人の印（」を「であつて」に改め、「及び印）」を削り、同様式の備考15中「書いて印を押す」を「記載する」に改める。

様式第四の備考5中「19まで、23から26」を「18まで、22から25」に改める。

様式第八を次のように改める。

様式第8　削除

様式第九の備考6を削り、同様式中備考7を備考6とし、備考8を備考7とし、備考9を備考8とし、備考10を備考9とし、同様式の備考11中「23から26」を「22から25」に改め、同備考を同様式の備考10とする。

様式第十一の備考4中「23から26」を「22から25」に、「7、9及び10」を「8及び9」に、「備考9」を「備考8」に改める。

様式第十三の備考2を削り、同様式中備考3を備考2とし、備考4を備考3とし、同様式の備考5中「又は提出する書類に印を押さず若しくは識別ラベルをはらないでした手続」及び「、代表者」を削り、同備考を同様式の備考4とし、同様式中備考6を備考5とし、備考7から備考12までを1つずつ繰り上げ、同様式の備考13中「備考12及び14」を「備考11及び13」に改め、同備考を同様式の備考12とし、同様式の備考14中「備考12」を「備考11」に改め、同備考を同様式の備考13とし、同様式中備考15を備考14とし、備考16を備考15とし、備考17を備考16とし、同様式の備考18中「備考15」を「備考14」に改め、同備考を同様式の備考17とし、同様式の備考19中「備考18」を「備考17」に改め、同備考を同様式の備考18とし、同様式の備考20中「第4項」を「第3項」に改め、同備考を同様式の備考19とし、同様式の備考21中「18まで、20及び23から27」を「19まで及び22から26」に改め、同備考を同様式の備考20とする。

様式第十五の二の備考12中「第4項」を「第3項」に改め、同様式の備考13中「20まで及び23から26」を「19まで及び22から25」に「6から8まで及び10」を「5から7まで及び9」に「備考10」を「備考9」に改める。

様式第十五の四の備考2中「19まで及び23から26」を「18まで及び22から25」に「備考10」を「備考9」に改める。

様式第十六の備考3中「19まで及び23から26」を「18まで及び22から25」に改める。

様式第十八の備考2中「備考18及び19」を「備考17及び18」に改め、同様式の備考3中「備考19」を「備考18」に改め、同様式の備考4中「記載し、その横に印を押す」を「記載する」に「記載し、代表者の印を押す」を「記載する」に改め、同様式中備考7を備考6とし、備考8を備考7とし、同様式の備考9中「備考8」を「備考7」に改め、同備考を同様式の備考8とし、同様式中備考10を備考9とし、備考11から備考15までを1つずつ繰り上げ、同様式の備考16中「承継人の印及び識別ラベル（承継人が法人の場合にあつては【代表者】の欄並びに印及び識別ラベル）」を「承継人の【代表者】（承継人が法人の場合にあつては【代表者】の欄並びに印及び識別ラベル）」と改め、「（権利の承継を証明する書面に譲渡人及び譲受人が記名し、印を押したときに限る。）」を削り、「不要とし、」の下に「（【手数料の表示】）」の欄の次に【その他】の欄を設けて「譲渡人の手続である。」のように記載する。」を加え、同備考を同様式の備考15とし、同様式中備考17を備考16とし、備考18を備考17とし、備考19を備考18とし、同様式の備考20を削り、同様式中備考21を備考19とし、備考22から26を1つずつ繰り上げる。

様式第十八の二の備考2中「備考18及び19」を「備考17及び18」に改め、同様式の備考3中「備考19」を「備考18」に改め、同様式の備考4中「記載し、その横に印を押す」を「記載する」に「記載し、代表者の印を押す」を「記載する」に改め、同様式中備考7を備考6とし、備考8を備考7とし、同様式の備考9中「備考8」を「備考7」に改め、同備考を同様式の備考8とし、同様式中備考10を備考9とし、備考11から備考15までを1つずつ繰り上げ、同様式の備考16中「承継人の印及び識別ラベル（承継人が法人の場合にあつては【代表者】の欄並びに印及び識別ラベル）」を「承継人の【代表者】（承継人が法人の場合にあつては【代表者】の欄並びに印及び識別ラベル）」と改め、「（権利の承継を証明する書面に譲渡人及び譲受人が記名し、印を押したときに限る。）」を削り、「不要とし、」の下に「（【手数料の表示】）」の欄の次に【その他】の欄を設けて「譲渡人の手続である。」のように記載する。」を加え、同備考を同様式の備考15とし、同様式中備考17を備考16とし、備考18を備考17とし、備考19を備考18とし、同様式の備考20を削り、同様式中備考21を備考19とし、備考22から26を1つずつ繰り上げる。